

## 令和6年度良好な環境創出活動推進モデル事業の公募要領

### 1. 背景・目的

環境省では、これまで「名水百選」、「平成の名水百選」、水循環基本法の理念に基づくウォータープロジェクトなどにより、健全な水循環の維持・回復についての理解醸成や、良好な水環境の保全活動の推進を図ってきました。

近年、気候変動等による水害の激甚化、生物多様性の損失などにより、水辺等の身近な環境をとりまく状況が大きく変化しています。生物多様性の保全については、30by30目標の達成に向け、令和5年度から OECM に関して「自然共生サイト」として認定する新しい取組が始まっています。国民のニーズが多様化する中、地域特有の環境の保全・活用により、ウェルビーイングや地域の魅力度の向上、地域活性化を実現することへの期待が高まっています。

こうした状況を踏まえ、環境省では、豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化の保全により、地域住民のウェルビーイングの向上と地域活性化を実現する取組や、水道水源となる森や川から海に至るまで、良好な環境の創出に取り組む地域を連結し、流域一体的な保全を行うことを目的としたモデル事業を募集します。

30by30：2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標  
OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

### 2. モデル事業の概要

- ◆ モデル事業は、環境省事業「令和6年度良好な環境の創出活動の推進方策検討等業務」の一環として、請負事業者である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（以下、「事務局」という。）と選定団体との請負契約により実施します。
- ◆ モデル事業への選定後、提案内容をもとに選定団体、環境省、事務局の三者で協議を行い、令和6年度の活動計画及び経費の使途を決定します。なお、1団体あたり申請額は300万円（税込み）以下としてください。
- ◆ モデル事業の実施に係る経費は、上記により締結する請負契約にもとづく請負費としてお支払いし、請負費は原則として成果物の提出及び契約期間完了後、一括してお支払いします。
- ◆ モデル事業は事務局による伴走支援を予定しております。モデル事業の目的との整合性確保や進捗管理等のため、選定団体、環境省、事務局との打合せや活動への助言等を行いますので、環境省、事務局の助言等を踏まえて事業を実施するようにしてください。

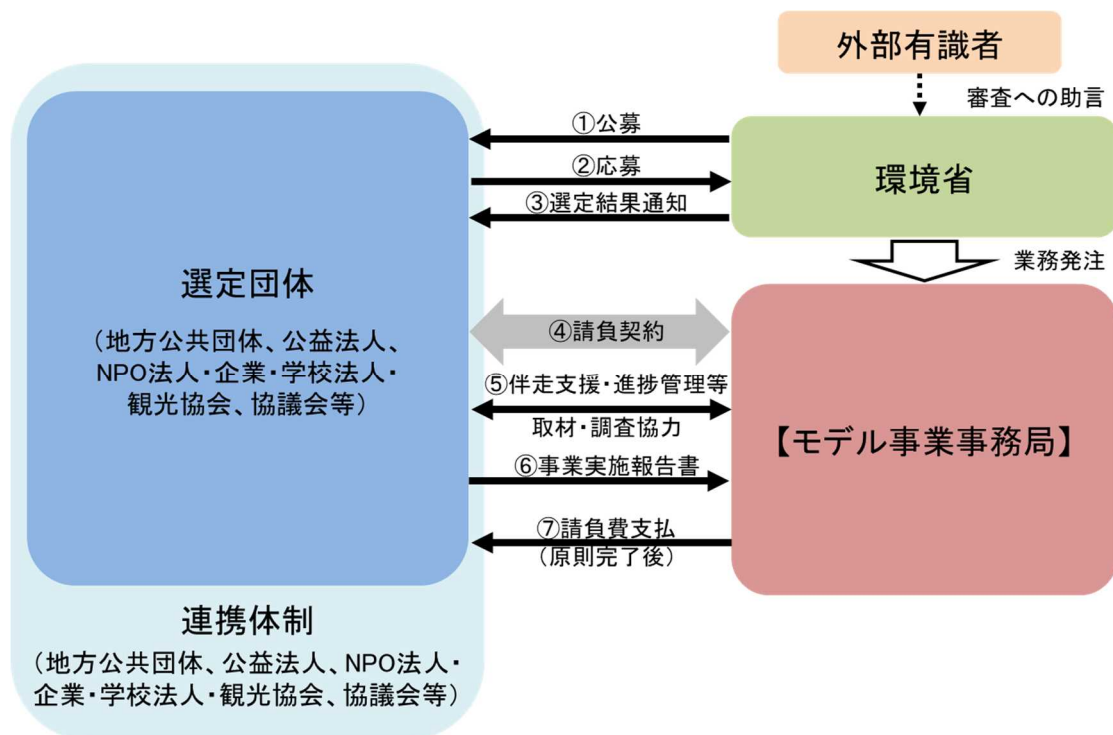


図 モデル事業のスキーム

表 令和6年度のモデル事業実施スケジュール（予定）

時期	実施内容
6月末以降	・初回打合せ、活動計画の協議等
7月～	・定期的な打合せの実施（現地3回程度、オンライン適宜） ・伴走支援、環境省・事務局による現地調査等
2月頃	・選定団体間等の意見交換会の実施（オンラインまたは対面）
2月末	・最終報告（事業実施報告書の提出）

(1) 実施期間

事務局との請負契約締結日 ～ 令和7年2月28日（金）まで（予定）

(2) 公募対象団体

公募対象団体は、地方公共団体、公益法人・NPO法人・企業・学校法人・観光協会等の民間団体、またはこれらを構成団体とする協議会等です。ただし、原則として対象地域に拠点を有する団体とし、事務局と直接契約を締結できる者とします。

3. 募集テーマ

募集テーマは、以下の2つの重点テーマのいずれかに該当するものとします。(※)

- ① 水環境の保全・利用による地域づくり
- ② 地域特有の自然や文化の保全を通じたウェルビーイングの向上と地域活性化

(※)令和6年度環境省重点施策(令和5年12月環境省)を踏まえて重点的に取り組んでいるもの。

**【募集テーマ毎の具体的な取組イメージ】**

① 水環境の保全・利用による地域づくり

- ◇ 水辺の保全活動や、湧水・地下水の保全活動について、地域の自然的特性や歴史・文化・産業の観点を盛り込んだ地域活性化の取り組み
- ◇ 水道水源や森から川・海まで流域一体的な水循環を意識した水源涵養、地下水保全、水辺環境や湧水の保全等の地域の取組
- ◇ 水に関わる取組を通じて地域内外の交流等を促進させる活動(地域協議会等の組織の設立・運営も含む) など

② 地域特有の自然や文化の保全を通じたウェルビーイングの向上と地域活性化

- ◇ 豊かな水辺、星空、音の風景等を活用した観光・誘客の取組
- ◇ 地域の環境資源の掘り起こしやブランディング、地域産品づくり
- ◇ 水域生態系等の活用・保全活動の経済価値評価、効果の見える化への取組 など

4. 対象となる経費

請負契約の対象となる経費の使途は下記に示すものであって、令和6年度の事業実施期間中においてモデル事業の実施に直接必要な経費とします。

**【想定される使途】**

○調査・検討

水質・生物に関する調査、普及啓発資料づくり・webサイト作成の検討、課題解決や対策検討のための環境調査、経済価値・インパクト評価、スタートアップのための地域資源調査・戦略検討、水資源を活用した商品・サービスのマーケティング・開発等

○体制づくり

協議会等の設立、ワークショップや勉強会の開催・運営、人材育成等

○活動実施

水辺・湧水の保全・再生・創出活動、環境整備、ブランディング・プロモーション(普及啓発ツールの制作、シンポジウムの開催)等

**【計上できる経費】**

- ◇ 事業費(外注費(各種調査、資料づくり、環境整備等)、旅費、会場費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費、雑役務費、専門家への謝金・旅費、その他モデル事業実施に直接必要な諸経費、一般管理費)
- ◇ 人件費(事業費で計上することが困難で、かつモデル事業の実施にあたって必要な最低限のものと確認できたものに限り計上することができる。地方公共団体の

場合は計上できない。)

**【計上できない経費】**

- ◇ 事業場等の建物・施設に関する経費
- ◇ 資産等が残る工事に関する経費
- ◇ 5万円を超える機器・備品等に関する経費
- ◇ モデル事業終了後に財産となるような機器・備品等に関する経費
- ◇ モデル事業の実施に直接関係しない経費

5. 応募方法

(1) 公募期間

令和6年4月25日(木)～同年5月24日(金) 17:00(必着)

(2) 応募書類の提出

公募期間内に、以下に示す応募書類①～③を「8.応募先及び問い合わせ先」まで電子メール(ストレージシステム等を含む)にてご提出ください。電子メールで提出することが困難な場合には、予め余裕をもってご相談ください。なお、複数の者で共同して応募する場合には、モデル事業の運営を統括し、契約当事者となる代表機関を定めてください。記載に当たっては、応募書類の注意書きも併せてご覧ください。

**【応募書類】**

- ① 応募申請書(様式1)
- ② 実施計画書(様式2)

<記載項目>

<p>1. 本事業への応募理由</p> <p>取組の背景、目指す地域の姿(アウトカム)、本事業により獲得したい目標・成果(アウトプット)、現在の取組状況とこれまでの実績等を簡潔にお示しください。また、令和6年度以降の取組の展開も踏まえて、具体的な中長期計画等があれば、併せてお示しください。</p> <p>2. 事業実施計画(令和6年度)</p> <p>1. で示された内容を踏まえて、令和6年度に取り組む事業内容、実施方法、スケジュール等をお示しください。</p> <p>本公募にもとづき請負契約の対象となるモデル事業の範囲が、上記の令和6年度に取り組む事業の一部である場合には、その範囲もお示しください。</p> <p>3. 実施体制と今後の連携イメージ</p>
---

モデル事業の実施体制と、2. で示されたモデル事業の実施に向けて今後想定されている地域での多様な主体の連携イメージをお示してください。

地方公共団体との連携状況については、「既に連携」の場合は連携先の担当部局や連絡先、具体の活動内容についてお示しください。

モデル事業実施で外注を想定されている場合は、外注する業務内容と既に予定されている場合には外注先名称・所在地をお示しください。

#### 4. 支出計画書

モデル事業の支出計画を具体的な内訳・積算を含めてお示しください。

### ③ モデル事業を行う応募団体の定款又は規約等

#### 【応募書類の提出形式】

PDF 形式、Microsoft Word 形式または Microsoft PowerPoint 形式の電子ファイル

### 6. 選定団体の決定・通知

#### (1) 審査方法

応募書類を審査の上、5件程度を選定する予定です。

環境省において応募書類に必要事項が記載されているか、必要書類が添付されているか等について書類審査を行ったのち、以下(2)の審査基準に基づき、有識者からなる検討会で審査を予定しております。

なお、必要に応じて事務局から電話またはメールにて応募書類に関する確認を行う場合がありますが、基本的には提出いただいた応募書類が主な評価対象となりますのでご留意ください。

#### (2) 審査基準

##### 1) 本事業への応募理由

- ・取組の全体像、目指す地域の姿（アウトカム）と、本事業での獲得目標・成果（アウトプット）が適切か
- ・地域の環境や文化的背景を把握できているか（地域の状況把握）
- ・目指す地域の姿は地域の環境や解決すべき課題と結びついたものとなっているか（ストーリーの妥当性）
- ・課題等について技術的、数値的な裏付けがあるか（科学的な妥当性）

##### 2) 事業実施計画（令和6年度）

- ・地域の課題解決や具体的なメリットを生み出す事業となっているか
- ・目指す地域の姿（アウトカム）と、本事業での獲得目標・成果（アウトプット）が達成できる体制・方法となっているか（事業遂行の確度）

- ・事業のスケジュールは提案内容が実施できるものとなっているか（適切な事業量の把握）

### 3) 実施体制と今後の連携イメージ

- ・モデル事業実施に必要となる地方公共団体と連携できているか
- ・地域の多様な機関と連携しているか（地域関係者の巻き込み）
- ・モデル事業実施後も自立的に活動が継続できる体制、多様な世代を巻き込める体制となっているか（自立性、人的・経済的な持続性）

### 4) 支出計画書

- ・【計上できない経費】が含まれていないか
- ・事業内容に合致した支出先になっているか
- ・外注が想定されている場合、取組内容の全部または主たる部分が外注されていないか

## (3) 審査結果

審査結果は6月中旬頃を目途に応募団体へ電子メールにより通知後、環境省ホームページ等で公表します。

## 7. モデル事業実施に際しての留意事項

### (1) 事務局等との打合せ等と選定団体による協力

モデル事業の実施にあたり、当該環境省事業の目的との整合性確保や進捗管理等のため、事務局等の求めまたは選定団体の必要に応じ、打合せや助言を行います。また、「令和6年度良好な環境の創出活動の推進方策検討等業務」の一環で、併行して良好な水循環・水環境の創出活動の取組を推進するためのプラットフォームの運用方策を検討しておりますので、選定団体のニーズやモデル事業の内容に合致する場合には、関連する情報提供等を行うことも可能です。

一方で、これらの手法等の検討や、モデル事例形成、地域における良好な環境の活用・保全に向けた情報発信・推進等のために、選定団体に対して、ヒアリングや、モデル事業に関連する取組の現地調査等の御協力をお願いすることがあります。

### (2) 成果物とその帰属

請負契約により実施していただくモデル事業の納入成果物として、モデル事業の実施報告書を提出していただきます。その他の成果物については、提案されたモデル事業の内容に応じ、(1)による協議で決定します。

提出されたモデル事業実施報告書をもとに、事務局が作成する環境省事業「令和6年度良好な環境の創出活動の推進方策検討等業務」の報告書を含め納入成果物の権利（著作権等を含む）は、基本的に環境省に帰属します。また、請負契約によるモデル事業の一環として例えば情報発信・普及啓発ツール等の制作を行う場合、その制作物の著作権

等も環境省に帰属します。ただし、選定団体や当該地域で目的に沿った積極的な利用は環境省により許諾され、基本的には利用が制限されるようなことは想定しておりません。なお、従来から選定団体等に権利が帰属するものや、制作物等に引用等された写真、キャラクターなど著作権者に権利が帰属するものについては、環境省に権利を移転する必要はありません。

### (3) 事業対象外の地域

『「令和の里海づくり」モデル事業』の事業対象地域である、全国の閉鎖性海域等の沿岸地域は、モデル事業の対象外の地域とします。

## 8. 応募先及び問い合わせ先

<令和6年度良好な環境創出活動推進モデル事業事務局>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部

担当：持続社会部（藺(その)・木村・渡邊・森口) / 研究開発第2部(大阪) (菱田)

窓口担当者 TEL：03-4332-4323 (木村) / 03-6733-3798 (渡邊) / 06-7637-1462 (菱田)

事務局責任者 TEL：03-6733-3499 (藺)

E-mail：water@murc.jp

以上